平成２６年（フ）第４号
徳島県阿南市中林町東41番地１
破産者　杉本喜代美
１　決定年月日　平成26年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第２４号
愛媛県西宇和郡伊方町中之浜617番地２
破産者　松田妃佐美
１　決定年月日　平成26年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第８６号
宮崎県延岡市山月町２丁目4749番地35
破産者　渡部　桂子
１　決定年月日　平成26年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３５２号
福岡県糸島市篠原西１丁目16番16号
破産者　平川　　茂
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１１３７号
福岡市城南区松山２丁目33番10―206号
破産者　柏木工事サービスこと　柏木　幸造
１　破産債権の届出期間　平成26年７月17日まで
２　一般調査期日　平成26年８月19日午後２時30分
平成26年６月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４号
最後の住所長野県上田市上野1929番地６
破産者　亡依田時実相続財産（開始決定時の氏名依田時実）
１　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
２　一般調査期日　平成26年８月12日午前10時５分
平成26年６月20日　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１８１７号
岡山県総社市中央６丁目４番地104　ラ・メゾン・ジョワイユーズ102、破産手続開始決定時の住所福岡市西区今津4801番地35
破産者　松村　康子
１　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
２　一般調査期日　平成26年９月５日午前10時
平成26年６月23日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６６号
愛知県岡崎市保久町字十三塚10番地８
破産者　しばたテックこと　柴田　章二
１　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
２　一般調査期日　平成26年９月19日午後３時10分
平成26年６月20日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産債権の一般調査期日

平成２１年（フ）第４６３６号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
破産者　株式会社中徳商店
一般調査の期日　平成26年７月16日午後１時30分
平成26年６月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６３７号
大阪府箕面市今宮４丁目20番２号
破産者　宮脇　美次
一般調査の期日　平成26年７月16日午後１時30分
平成26年６月19日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第６３６３号
大阪市中央区博労町２丁目４番11号
破産者　株式会社アイ・シー・アイ
１　期日　平成26年７月28日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年６月20日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２０年（フ）第７号
富山市蓮町５丁目３番61号、開始決定時の住所富山県魚津市上村木１丁目10番22号
破産者　渡辺雄三郎
財産状況報告集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月30日午前10時30分
平成26年６月18日　富山地方裁判所魚津支部

平成２０年（フ）第５号
富山県魚津市持光寺588番地
破産者　株式会社わたなべ
財産状況報告集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月30日午前10時30分
平成26年６月18日　富山地方裁判所魚津支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第９号
山口市宮野下1418番地７、前住所山口県萩市大字椿2997番地１
破産者　大丸酒造こと　大津　友伸
異議申述期間　平成26年８月７日まで
平成26年６月20日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０２９号
東京都杉並区堀ノ内３丁目45番７号
清算株式会社　株式会社エム・ケー・フォー
代表清算人　村井　　達
１　決定年月日　平成26年６月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第３号
愛媛県四国中央市土居町野田77番地
清算株式会社　株式会社ライト商事
代表清算人　大土　　弘
１　決定年月日　平成26年６月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（ヒ）第５号
大分市大字中戸次4560番地の２
清算株式会社　株式会社戸次商事
代表清算人　帆足　嘉洋
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１号
群馬県桐生市相生町５丁目204番地16
清算株式会社　株式会社ユーリカ
代表清算人　小川　昌幸
１　決定年月日　平成26年６月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（ヒ）第２００６号
東京都中野区弥生町２丁目19番13号エクセレビル４階
清算株式会社　株式会社叙光苑
１　決定年月日　平成26年６月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第１０１号
北海道室蘭市中島町１丁目14番５号
清算株式会社　株式会社ＮＣむろらん
代表清算人　米田　有邦
１　決定年月日　平成26年６月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　弁済の方法
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。